

# 厚生労働大臣の定める選定療養

当病院では、厚生労働大臣が定める選定療養（自己の選択に係る療養）として、次の特別の料金をお支払いいただいております。

## ● 初診時選定療養 3,300円（1回につき）

病院と診療所の機能分担の推進を図る観点から、他の保険医療機関等からのご紹介なしに、200床以上の病院に直接ご来院された場合の初診料を算定する初診に相当する療養部分に係る費用です。

ただし、緊急その他やむを得ない事情によりご来院された場合については、この限りではありません。

なお、医科と歯科はお互いに関連のある傷病の場合を除き、それぞれ別に料金が発生しますのでご承知おき願います。

## ● 入院選定療養

一般病棟入院基本料地域一般入院料3適用の方 1,650円（1日につき）

一般病棟入院基本料特別入院基本料適用の方 1,012円（1日につき）

別に厚生労働大臣が定める方法により計算したご入院期間が180日を超えた日以後の入院料に係る費用（入院基本点数の15%に相当する費用）です。

ただし、厚生労働大臣が定める状態にある方（重度の肢体不自由者等）については、この限りではありません。